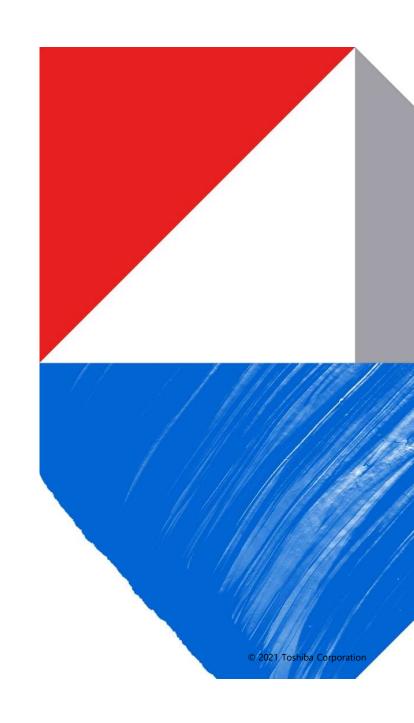
TOSHIBA

[3月16日更新]東芝グループの株主価値最大化に向けて

2021年2月付のものに、7~11ページを追加しております。 2021年3月4日付のものに、12~13ページを追加しております。

株式会社東芝 2021年3月16日



アジェンダ

01 株主提案及び当社意見

02 当社の財務運営方針

App.A 当社財務運営方針についての補足資料



01

株主提案及び当社意見



Effissimoの株主提案に対する東芝取締役会の意見

昨年の定時株主総会が公正に運営されたかについて調査人を選定する議案に対して、 東芝の取締役会は全会一致1で反対

01	「圧力問題」の具体的な疑いの内容及びその根拠は明らかにされていない
02	監査委員会の調査において、更なる調査を必要とする資料、情報は認められなかった
03	大株主に対する監査委員会からの照会に対し、具体的な情報は提供されなかった 他の株主から不当な圧力を受けたという情報の提供は受けていない
04	議決権集計問題は、株主名簿管理人又は郵便当局の作業にかかわる問題 監査委員会は株主名簿管理人の調査の方法及びその結果の相当性を検証し可能な調査は尽くした
05	不必要な調査によって日常の業務執行に集中することが難しくなり、 経営に多大な影響を及ぼす恐れがある

更なる調査を必要と認めるべき資料、情報は認められない以上、時間、業務の混乱及び追加コストの観点からも、 調査者を選任して更なる調査を行うことの妥当性、合理的理由はない

¹ ただし、法令の規定に照らし、念のため決議に参加しなかった取締役を除きます。

Farallon¹の株主提案に対する東芝取締役会の意見

資本政策案に関する定款変更議案に対して、東芝の取締役会は全会一致2で反対

01	東芝の中長期的な企業価値向上を妨げる議案には断固反対
02	将来5年間の営業CFの全額を株主に還元することを義務付ける定款変更は、 経営の自由度を著し〈奪い、「東芝Nextプラン」の実現を阻害する非現実的な議案
03	取締役会は最適かつ持続可能な成長戦略・資本政策を実行する義務を負っており、 キャピタルアロケーションについては一定の裁量が与えられるべき
04	「東芝Nextプラン」を着実に実行しており、従来発表している方針から何ら変更はない
05	適正資本水準は取締役会が定期的に検証。従来通り、適正資本を超過する部分は株主還元の対象とする

¹ ファラロン・キャピタル・マネージメント・エル・エル・シーに資産運用を委託しているChinook Holdings Ltdを指します。 ² ただし、法令の規定に照らし、念のため決議に参加しなかった取締役を除きます。

Effissimoによる提案:調査人の選任

Effissimoによる主張

✓ 一部の株主が圧力を受け議決権行使を行わなかった

✓ 第181期定時株主総会前日までに持ち込まれた議 決権行使書面1,139枚が有効な議決権として集計 されていない」ことに関する当社の説明について「当 社における議決権行使集計に関しては、これだけで は説明のつかない不自然な点が数多く存在」

当社意見(反対)

- ✓ 請求株主に対して具体的な疑いの内容、その根拠の開示を要請したが、請求株主はこれらを明らかにしていない。
- ✓ 臨時株主総会開催請求を受け、当社監査委員会は必要な部分は外部弁護士事務所を起用し調査を 行った結果、更なる調査を必要と認めるべき資料、情報は発見されず
- ✓ 監査委員会は当社株式を間接保有する大株主(「本件大株主」)に対し、本定時株主総会における 議決権行使に関し当社が関与した不当な圧力があったか否かについて照会したが、本件大株主からは、 当社の関与した不当な圧力の有無について具体的な情報提供はなかった。また、他の株主から、不当な 圧力を受けた旨の申立ては、一切なされていない
- ✓ 不必要な調査によって日常の業務執行に集中することが難しくなり、経営に多大な影響を及ぼす恐れがあり、根拠のない本件について更なる調査を行うための時間、業務の混乱及びに必要となる追加コストの観点からも、妥当性、合理的理由はない
- ✓ 議決権集計問題は当社が関与していない作業に係るものである (議決権行使書の集計はSMTBが、議 決権行使書用紙の郵送は日本郵便が実施)
- ✓ 「説明のつかない不自然な点」について、更なる調査を実施する必要が認められるに足りるだけの具体的な事実関係は示されていない
- ✓ 監査委員会は株主名簿管理人の調査の方法及びその結果の相当性を検証し可能な調査は尽くした
- ✓ 議決権集計問題は、当社が第三者委員会を設置したり、また、調査者を選任し、調査する性質のものではない
- ✓ 今後の株主総会ではインターネット投票を促進するといった、適切な議決権集計に向けた策を実施予定

上記二つの問題ともに、法令・定款違反がある場合や定時総会の招集の手続又は決議の方法が「著しく不公正」である場合には決議から3か月以内に訴訟すべきであり、もはや当該決議は取り消しえないものとなっているので(会社法831条1項)、株主総会の議決の正当性を問題にするのであれば当該事実に関して調査をする法的な必要性は存在しない

Effissimoによる主張: 2021年3月1日に公表された資料に基づく(1/5)

Effissimoによる主張

- ✓議決権行使に係る株主への不当な 圧力
 - 2020年の定時株主総会の行使率が 昨年対比で3%低下している
 - 通常投票している株主が投票していない

- ✓ Effissimoの申立てに関連し、監査委員会は本件大株主に対し、本定時株主総会における議決権行使に関し当社が関与した不当な圧力があったか否かについて照会したが、本件大株主からは、当社の関与した不当な圧力の有無について具体的な情報提供はなかった
- ✓ 上記を除けば、他の一般株主から不当な圧力を受けた旨の申立ては、一切なされていない
- ✓ Effissimoが独自に調査を行ったとされる不当な圧力によって株主権の行使に影響を 受けた4.7%相当の株主について、監査委員会は具体的な疑いの内容、その根拠の 開示を要求してきているが、本編50ページ余りの公表されたレポートの中に至っても未 だ全く開示がなされておらず、根拠が示されていない。

Effissimoによる主張: 2021年3月1日に公表された資料に基づく(2/5)

Effissimoによる主張

- ✓議決権行使に係る株主への不当な 圧力
 - 2020年の定時株主総会の行使率が 昨年対比で3%低下している
 - 通常投票している株主が投票していない

- ✓ 議決権行使率が昨年比で低下した事実により不当な圧力があったというのは論理の 飛躍がある
- ✓ 仮に通常投票している株主が投票していないとしても、不当な圧力があったという証拠 にはならない
- ✓議決権行使促進業務を外注した外注先を通じて、議決権行使が確認できなかった 一定の株主に議決権行使を促した事実は認められる。しかし、当該株主の議決権行 使書が先付け処理により期限後到着として扱われるということは全く知らなかった。監 査委員会としても経緯等の情報を聴取したが、特段問題は見受けられなかった。三 井住友信託銀行(「SMTB」)が当社に友好な株主に対してオンラインによる議決権 行使を推奨したのではないかといったEffissimoの主張は全く根拠がない

Effissimoによる主張: 2021年3月1日に公表された資料に基づく(3/5)

Effissimoによる主張

- ✓不自然な議決権行使書面の配達と議決 権集計
 - 通常であれば2日前後で到着すべき 郵便が到着していない
 - SMTBと日本郵政の意見が食い 違っている
 - SMTBが到着した議決権行使書面 を隠したのではないか

- ✓議決権行使書面は大口事業所個別番号を付した料金受取人払い郵便であり、通常の葉書とは異なる。日本郵便によれば、大口事業所個別番号を付した料金受取人払い郵便は通常の葉書の配達日時よりもより多くの日数を必要とする。従って、通常の葉書の配達日数で議論すること自体が不当
- ✓ さらに、当社が関知しないところで行われていた「先付処理」によって、配達された議決 権行使書の集計が翌日扱いにされていた
- ✓郵便局は、普通郵便については、引受から配達まで記録データがないことから配達日を特定することは出来ないと述べている。また、上述のとおり議決権行使書面は通常の葉書とは異なる。日本郵便の説明を前提としても、議決権行使書の郵送に3日程度を要することも十分にあり得ることから、『2日前後で到着すべき』というEffissimoの主張はミスリーディング
- ✓ 当社は鳥飼総合法律事務所を起用し、日本郵便とSMTBに対しそれぞれインタビュー /調査を行っており、調査可能な範囲で調査を行っている。意見の食い違いについて も精査している。
- ✓配達期間につきほぼ4日を要した郵便は相当数存在し、調査を行なった期間で一般的に見られる事象であり、行使期限直前のみに特殊な事項ではない

Effissimoによる主張: 2021年3月1日に公表された資料に基づく(4/5)

Effissimoによる主張

- ✓不自然な議決権行使書面の配達と議決 権集計
 - 通常であれば2日前後で到着すべき 郵便が到着していない
 - SMTBと日本郵政の意見が食い 違っている
 - SMTBが到着した議決権行使書面 を隠したのではないか

- ✓ 鳥飼総合法律事務所のSMTBに対する調査によると、3Dインベストメントパートナーズの議決権行使書面と同じ7月27日消印の議決権行使書面のうち、到着を確認済みの2通以外のものが7月29日以前にJaStに到着していた可能性はない
- ✓ SMTBと日本郵政の説明の相違については当社としても強い関心を持ち、鳥飼総合法律事務所に調査を依頼した。SMTBからは、JaStの作業場やOCR室等の防犯ビデオのVTRの閲覧を許され、鳥飼総合法律事務所の弁護士にて閲覧したところ、少なくとも7月30日において、配達を受けた議決権行使書面に関して恣意的な処理や隠蔽がなされた痕跡がないことは確認しており、SMTBの説明に疑いを生じさせるような事情はない。一方、日本郵政の説明は一般的な説明に止まるものである。
- ✓ 従って、7月30日までに配達を受けた議決権行使書面は上記のように適式に処理されたものと認められ、結果的に7月30日17時15分の最終期限までに配達された行使書面の処理に「先付処理」以外の問題はなかった
- ✓当社の依頼に基づきSMTBは議決権行使書面の集計業務に関する再発防止策に取り組んでいる。具体的には、杉並南郵便局を経由せず新東京郵便局において SMTBが直接受領することによる郵便物受領の早期化、JaStの人員の増強、設備の 増設及びシステム機能の改善によって「先付処理」を行わずに、議決権行使書面を 受領した当日中に集計が完了する体制への変更を実施

Effissimoによる主張: 2021年3月1日に公表された資料に基づく(5/5)

Effissimoによる主張

- ✓ 監査委員会と議決権集計における 利益相反
 - 監査委員会における利益相反
 - 太田委員長への株主による低い支 持率による監査委員会の調査の 下当性の欠如
 - 委員会の調査が人工的に限定的 に設定され、結論が誘導的
 - 議決権集計における利益相反
 - SMTBがメインバンクであることによる 議決権集計の疑義

- ✓ 太田委員長への支持率と「監査委員会の利益相反のおそれ」(調査の公正)は論理的な関係性がない
- ✓ 監査委員会は4名の社外取締役で構成されており、調査の対象や範囲、その手続きに関しては合議的により決められているので利益相反の可能性は全く存在せず、調査が恣意的に限定され、結論が誘導的であった事実はない
- ✓ 監査委員会は外部法律事務所を調査人として日本郵便やSMTBへの調査を実施して、調査報告書及び監査委員会意見書を取りまとめて、積極的に事実の究明に努めてきた(鳥飼総合法律事務所の調査結果報告書の草案の提供をエフィッシモへ申し出たが、受領しなかった)
- ✓当社のメインバンクは三井住友銀行とみずほ銀行であり、SMTBではない
- ✓ SMTBが主要取引銀行を務める会社がSMTBに議決権集計を委託する事例は多数あり、決して当社固有の事象ではない。SMTBによる議決権集計の疑義を追及することで当社に不利益が生じることはない

Effissimoによる主張: 2021年3月8日に公表された資料に基づく(1/2)

Effissimoによる主張

- ✓ SMTBが当社に友好な株主に対して選択的 にオンラインによる議決権行使を推奨した可 能性がある。これは株主間の不平等だといえ るのではないか
- ✓7月30日に配達された1,143通のうち4通の みが締切内として扱われている。3通はオンラ インで数日前に行使した個人株主分、残り の1通は執行に対して友好的な大手金融機 関分(締切21分前に行使)であった

- ✓SMTBにおいてそのような行為をしたことを疑わせるような事実は認められない。
- ✓ SMTBの取扱いにより、指摘の4通を含め、7月30日に配達された1,143通の議決権行使書面は、当初、全て期限内に到達したとは扱われず、その後先付処理の修正により期限内到着として取り扱うことになったもので、4通のみが締切内として扱われていたという事実はない。なお当該4通は議決権行使書と重複してオンラインによる議決権行使が行われたため、期限内に議決権が行使されたと扱われたものである。

Effissimoによる主張: 2021年3月8日に公表された資料に基づく(2/2)

Effissimoによる主張

- ✓ 当社はなぜ配達に4日間もかかったのかという 点につき回答及び反論をしていない
- ✓7月27日に消印が押された議決権行使書の 多くが、配達に意図的に4日間かけられたの ではないか
- ✓ 先付け処理ないし受け取った郵便の適切な 処理ができていない可能性がある

当社意見(反対)

- ✓ 郵便局の説明によると、杉並南郵便局により配達される大口専用番号が付された受取人払いの郵便物は、配達まで差出日から4日(先付け処理をした場合は3日)程度を要することとなる。日本郵政のホームページに記載された配達期間は通常の郵便物に関するものであると考えられる。SMTBの報告によれば、行使期間全体を通じて、速いもので消印日から3日目、多くは4日目に到着していることとなり、7月27日に消印が押された議決権行使書に違った傾向が現れていることは認められない
- ✓7月の先付け処理は30日をもって終了しており、31日到着とされた議決権行使書は30日に 到着して先付処理により31日到着として扱われたものと実際に31日に到着したものが含まれる。その内訳は30日に到着して先付処理により31日到着とされたものが1,143通(再集計の対象は1,142通)、31日に到着したものが951通と認められる。また、実際に31日に到着したと認められる行使書の消印日からの平均日数は、会社提案に全部賛成のものと会社提案に全部又は一部反対のいずれも3.4日であり、賛否による差は認められない
- ✓ SMTBは、30日までに実際に到着した議決権行使書はすべて到着した日にOCRに読み込んでいる旨説明しており、その説明に疑問を生じさせるような状況は認められない

P.12, 13に記載の2点以外についてもEffissimoは当社主張に対して追加で反論されているが、当社主張は既に当資料内で説明済であり、決して Effissimoの主張は認められるものではない。

Farallonによる提案:キャピタルアロケーション(1/2)

Farallonによる主張

✓ 当社が2020年11月11日に公表した東芝Nextプラン進捗報告において、以前同プランで公表した資本政策・成長戦略を大幅に変更

✓ 当社が1兆円規模のM&Aを実施すると突如公表

✓ 還元額を数字でコミットすべき

2

- ✓ 従来発表している方針から何ら変更はない
- ✓ 加えて、東芝Nextプランで示した成長戦略及び資本政策の方針について、都 度、進捗報告を行うことにより株主に対する説明責任を適切に果たしてきた
- ✓ 1兆円規模の大型M&Aを行う予定はなく、オーガニック成長とプログラマティック M&Aを基軸とすることに変更はない
- ✓ M&Aの投資額や借入額については、実行のタイミングやその時々の経営環境に応じて柔軟に見直す必要があり、現時点の想定から乖離する可能性がある。従って、現時点の想定額から試算される将来に亘っての還元額を会社のコミットメントとして公表するのは経営として無責任であり、大要の方針を明示することが経営の責任
- ✓ 従来通り、適正資本を超える部分については還元の対象とするが、借入金を含めたキャッシュフローの金額を基に還元額を決定する予定はない

Farallonによる提案:キャピタルアロケーション(2/2)

Farallonによる主張

✓ 資本政策案の内容について株主総会の承認を得るとの定款規定を設けるべき

✓ 資本政策案について株主総会の承認を得られない場合、2021年から2026 年度までの5年間に創出される営業CFを全額株主に還元すべき

- ✓ 毎年の定時株主総会における取締役選任議案の上程と、それに対する株主の 信任の獲得を通じて、株主意思を確認・反映しながら経営を行っているので、 上記のような定款規定は不要
- ✓ 当社執行役と取締役会は、資本政策に関して活発に議論をしており、成長と 還元の最適なバランスを目指し、一貫した方針を公表。今後も透明性を持って、 定期的に進捗をアップデートしていく予定

- ✓ 経営陣は、時々刻々と変化する経営環境において最適な成長戦略・資本政策を実行する義務を負っているので、キャピタルアロケーションについて一定の裁量が与えられるべき
- ✓ 創出された営業CFの全額を還元に充当するというFarallonの主張は、中長期的な会社の成長の芽を完全に摘むことになる
- ✓ 繰り返しになるが、還元額は足元及び将来の事業リスクを反映した適正資本 水準を基に判断するべきであり、過去に創出された営業CFの金額をもって単純 に計算される性質のものではない

02

当社の財務運営方針



当社の目指すビジネスモデル

- 2018年11月に発表した「東芝Nextプラン説明会」以降、2020年6月まで東芝Nextプランの進捗につき説明する中で下記の方針を掲げております
- 2020年11月の発表内容もこの方針に沿ったものであり、下記の方針は変更しておりません

施策概要

✓基礎収益力の強化及び成長分野への集中投資

投下資本

✓ 投下資本はヘビーキャピタルモデルから、ライトキャピタルモデルへ 移行

資本政策の方針

成長投資

✓ 成長は大型M&Aではなく、オーガニック成長と プログラマティックM&Aを基軸

資本コスト

✓ 成長投資にはレバレッジを活用し、資本コストを低下。 25年度までの間に、Net Debt/Equity 30%、 Net Debt/EBITDA 100%の規律の範囲内で拡大

株主還元

- ✓ 平均連結配当性向30%以上を目指す
- ✓ 適正資本を超える部分は、自己株式取得を含む株主還元の対象とする

キオクシア 株式

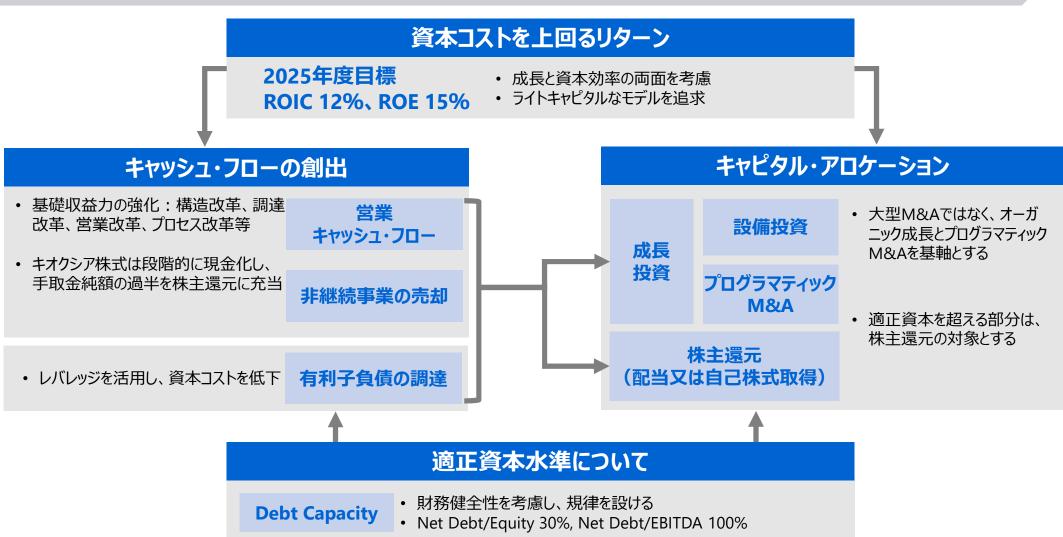
✓ キオクシア株式の現金化の可能な方策について継続検討、現金化した際には手取金純額の過半を株主還元に充当

適正資本の定期的な検証と成長投資の両立

変化する事業環境に応じ、当社は取締役会において定期的に適正資本の検証をしつつ、更なる成長に向けた規律ある戦略投資を行ってまいります

- ✓ 適正資本を超える資本は株主還元の対象とする。 当社は、取締役会において、一定のM&Aも含めた成長投資も踏まえ、毎年、適正資本額を検証する
- ✓ 成長投資はROIC/IRRの基準を満たすことを条件としている。 また、適正資本の算定に基づく株主還元と、M&Aなどのインオーガニックな成長投資を合わせ、 戦略投資とする
- ✓ 資産売却が実現した時期、或いは、当社にとって極めて戦略的意義の高い大型事案が出てきた ときなど、資本の部に大きな変更が生じる場合、その都度、取締役会は適正資本を検証する
- ✓ 現時点において当社は概ね適正な資本水準にあると判断しており、20年度末に再度検証する。 その時点のバランスシート、ポートフォリオ及び成長投資を含む事業計画を踏まえ、 取締役会で検証する

資本政策の考え方について



配当について

20年度 配当

- ✓ 通期当期純利益見込(参考値)※の改善(500億円→700 億円) に伴い、期末配当予想を上方修正
- ✓ 年40円から年50円へ

21年度 配当目標

- ✓ 18年11月発表の東芝Nextプランに基づき、配当についても **増配**を目指す
- ✓ 20年度決算時に正式決定し発表予定

22~24年度 配当目標

- ✓ 安定的継続的な増配を目指す
- ✓ 22~24年度中期計画発表時に配当方針を提示予定

Appendix A

当社財務運営方針についての補足資料



東芝Nextプラン施策概要(2018年11月8日公表資料より抜粋)

・4つの改革と成長投資の二本柱

基礎収益力 強化の 4つの改革



成長分野 への 集中投資

長期 (23年以降) 全社横断 中期 (21~23年) 短期(19~20年) CFT*施策 組織再編CFT 1 構造改革 人員適正化CFT 生産体制強化CFT 調達改革CFT ②調達改革 営業改革CFT ③ 営業改革 ITプロセス刷新CFT ④ プロセス改革 製品モジュール化CFT ポートフォリオCFT ポートフォリオ管理 R&D効率化CFT 新規成長分野の育成 デジタルトランスフォーメーション 新事業のインキュベーション

CPSテクノロジー企業への進化(2019年11月13日公表資料より抜粋)

调 去 成長のフェーズ2

開発

Close/Close

Open/Close

収益構造

フィジカル 売り切り中心 フィジカル+サイバー リカーリング拡大

投下資本

ヘビーキャピタル

ライトキャピタル

成長

大型M&A

オーガニック+ プログラマティックM&A*1

^{* 1} 出会い頭の日和見的な大型M&Aではなく、既存事業との隣接性や補完性が高い領域にフォーカスし、事業戦略の一部として毎年複数の小規模M&Aを計画的に実行していく手法。 世界時価総額トップ100に10年間(2007-17末)残った企業の60%が採用している。(出典: McKinsey & Company)

レバレッジの活用(2019年11月13日公表資料より抜粋)

- □成長投資にはレバレッジを活用し、 資本コストを低下
- □Net D/E 30%、Net D/EBITDA 100%の規律を設定
- □成長によるTSR拡大を考慮

株主還元方針に関するお知らせ(2020年6月22日プレスリリースより抜粋、1/2)

株主環元方針に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針(株主還元方針)について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 決議の理由

当社は、2015年の会計問題以降の5年間で、7事業、2014年度連結売上高ベースで3兆円の事業を切り離し、事業ポートフォリオの見直しを精力的に進めてきました。そしてこの2年間でも、米国液化天然ガス事業、英国原子力発電所新規建設事業などのノンコア事業を切り離すとともに、政策保有株式160億円、機能会社3社210億円、不動産等288億円など事業外資産売却を進めてまいりました。また、メモリ事業の売却資金で総額7,000億の自己株式取得を実行し大規模な株主還元を行ないました。

当社が保有するキオクシアホールディングス株式会社に対する株式(議決権比率40.2%)に関しては、当社は、メモリ事業を当社グループにおいて運営する経営戦略上の意図はなく、キオクシアホールディングス㈱の株式の価値を実現させるため、株式の現金化の可能な方策について継続的に検討しております。この現金化がなされた際には、手取金純額の過半を原則として株主還元に充当することを意図しております。

ポートフォリオ管理においては、インフラサービス事業の更なる成長とデーターサービス事業の広がりを実現するため、検討を進めていきます。システムLSI事業、 プリンティング事業等のモニタリング対象事業については、聖域を設けずあらゆる施策を検討してまいります。ただし、プリンティング事業については、東芝テック㈱ が上場子会社であることから、同社の経営の独立性を尊重し同社のリカバリー施策を注視してまいりますが、当社としては、東芝グループの事業ポートフォリオ 戦略の観点から必要な施策について株主の立場から同社と協議してまいります。

当社はかねてから、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付け、中長期的な株主価値の最大化を目的として安定的な配当還元を維持しつつ、自己株式取得等による還元強化に取り組んでまいりましたが、以上を踏まえながら、株主の皆様への還元姿勢を一層明確化させるべく、同方針について一部追記することといたしました。

株主還元方針に関するお知らせ(2020年6月22日プレスリリースより抜粋、2/2)

2. 株主環元方針追記の内容

(追記前)

当社は、平均連結配当性向30%(注)以上の実現を基本とし、適正資本水準を超える部分については自己株式の取得を含む株主還元の対象といた します。なお、適正資本水準は定期的に取締役会の検証を受けるものとします。

(注) 当面の間、キオクシアホールディングス㈱にかかる持分法投資損益は、本方針の対象外とします。

(追記後)

当社は、平均連結配当性向30%(注)以上の実現を基本とし、適正資本水準を超える部分については、自己株式取得を含む株主還元の対象とします。 なお、適正資本水準は定期的に取締役会の検証を受けるものとします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に備え当面は財務の安定性を重視しますが、将来のキオクシアホールディングス株式会社の株式売却から得られる手 取金純額の過半を原則として株主還元に充当することを意図しております。秋ごろに新型コロナウイルス感染症の状況が鎮静化しているようであれば、一層の 株主還元の促進と当社の長期的な企業価値の向上を目的として、継続的な資本配分の改善のため、積極的なポートフォリオの見直し(これらには成長性) の高いM&A機会の検討を含みます。)と事業売却を実行していく方針です。

(注) 当面の間、キオクシアホールディングス(株)にかかる持分法投資損益は、本方針の対象外とします。

以上

成長投資の考え方(2020年11月11日公表資料より抜粋)

戦略投資にはROIC/IRRの社内基準を設定、投資選定プロセスを厳格化

財務運営方針

✓ 配当性向、適正資本、Net Debt/Equity & EBITDAレシオ →19年11月、20年6月発表の方針を踏襲

財務 レバレッジ

- ✓ 2025年度までの間に、Net Debt/Equityレシオ30%程度Net Debt/EBITDAレシオ100%程度まで借入拡大を実施
- ✓ キャピタルコストを下げ、戦略投資に活用

戦略投資

- ✓ 戦略投資はROIC/IRR基準を満たすM&A等を想定
- ✓ 余剰となる場合は株主還元も戦略投資の一部として検討

株主還元の方針(2020年11月11日公表資料より抜粋)

- □ 平均連結配当性向30%*1以上の実現を基本
- □ 適正資本を超える部分は、自己株式取得を 含む株主環元の対象

* 1 当面の間、キオクシアにかかる持分法投資損益は、本方針の対象外とします

Committed to People, Committed to the Future.

We turn on the promise of a new day.



TOSHIBA